

埼玉県住宅供給公社 電子入札における紙入札の具体的方法

1 代表者等の変更により、新しい電子証明書の取得が間に合わず、あらかじめ紙入札を予定している場合

代表者等の変更（改姓、改名含む）により、電子証明書に記載された名義人氏名等*1と異なることとなる場合、変更日*2以降は、前名義人氏名等の電子証明書は、絶対に使用しないこと。
電子証明書の変更（再取得）が間に合わない場合は、下記の手続きを行い、紙入札方式で入札に参加すること。

*1「名義人氏名等」とは、電子証明書に記載されている以下の事項

○名義人氏名

【工事等】埼玉県建設工事等競争入札参加資格申請時の申請事業所代表者（又は法人代表者）

【物品等】物品等競争入札参加資格申請時の契約者（又は法人代表者）

○名義人所属の会社本店住所（登記している場合）

○名義人所属の会社名（登記している場合）

○名義人住民票記載住所（電子証明書に記載のある場合）

*2「変更日」とは、

○名義人・会社名・本店住所の変更は、取締役会等で指定された日

○名義人の改姓や改名・住民票記載住所の変更は、市区町村役場への届出日

(1) 入札参加者は、下記の日時までに、埼玉県住宅供給公社電子入札運用基準の「9紙入札について」の規定により公社へ「紙入札方式参加申請書」を提出し、下記の日時までにはその承認を得ること。

ア 一般競争入札(標準型)又は一般競争入札(事後審査型)

入札公告に示した競争参加資格確認申請書の提出期限

イ 指名競争入札

指名通知書等に示した入札書受付(提出)開始日の前日の午後5時

ウ 随意契約

見積依頼通知書等に示した見積書受付(提出)開始日の前日の午後5時

(2) 入札参加者は、上記(1)の「紙入札方式参加申請書」の提出を行う場合には、事前に公社の入札担当職員に電話等でその旨を伝えてからその申請を行うこと。

(3) 商号又は名称等登録情報に変更があった場合、入札参加者は、紙入札を行う入札の開札日時までに埼玉県住宅供給公社 HP「入札情報」ページ内「登録情報の更新・照会」より登録情報の変更を行う必要がある。

2 コンピュータ等の不具合が発生した場合

(1) 入札参加者は、コンピュータ等に不具合が生じたため電子入札システムで入札を行えないと判断した場合は、直ちに公社の入札担当職員へ紙入札による入札参加の承認を得たい旨を電話等で連絡する

こと。

ただし、その連絡を下記の日時までに行わなかった者は、当該入札に参加できない。

ア 一般競争入札(標準型)又は一般競争入札(事後審査型)

① 競争参加資格確認申請書提出時のコンピュータ等の不具合発生

入札公告に示した競争参加資格確認申請書の提出期限

② 入札書提出時のコンピュータ等の不具合発生

入札公告に示した入札書の提出期限

※ 上記②の場合に電話等の連絡で紙入札による入札に参加できる者は、電子入札システムで入札公告に示した期限までに競争参加資格確認申請書を提出した者に限る。

イ 指名競争入札

指名通知書等に示した入札書受付(提出)の締切り日時

ウ 随意契約

見積依頼通知書等に示した見積書受付(提出)の締切り日時

(2) 上記の連絡を行った入札参加者は、速やかにファックス等により「紙入札方式参加申請書」の案文を公社に送付し紙移行の理由欄の記述内容について事前に確認を受け、当該入札の開札日時の30分前までに公社の入札担当職員へ「紙入札方式参加申請書」を提出しその承認を得ること。

上記の承認を得ていない者は、当該入札に紙入札で参加できない。

(3) 上記(2)の提出時間について公社の入札担当職員から別途指示があった場合、紙入札の入札参加者は、当該指示に従うこと。

3 開札日における手続き

(1) 入札金額見積内訳書の提出が必要な入札の場合、紙入札の入札参加者は、開札日時の30分前までに入札書(代理人による入札の場合は委任状を含む。以下同じ)及び入札金額見積内訳書を公社に持参すること。

紙入札の入札参加者は、開札日時の30分前に公社の入札担当職員に入札金額見積内訳書を提出すること。

(2) 入札金額見積内訳書の提出が不要な入札の場合、紙入札の入札参加者は、開札日時の5分前までに入札書を公社に持参すること。

(3) 紙入札の入札参加者は、開札時間の5分前に公社の入札担当職員に入札書を提出すること。

(4) 上記(1)から(3)の提出時間等について公社の入札担当職員から別途指示があった場合、紙入札の入札参加者は、当該指示に従うこと。

(5) 公社の入札担当職員は、紙入札の入札参加者から提出された入札書の内容を確認した上で、入札書に記載された金額、くじ入力番号を電子入札システムに入力すること。

公社の入札担当職員は、電子入札システムに入力した金額及びくじ入力番号を登録する前に登録確認画面で紙入札の入札参加者に確認してもらうこと。

(6) 上記の確認の際に公社の入札担当職員は、コンピュータ画面に表示されている情報(当該入札の落札者決定後に公表する情報に限る)を紙入札の入札参加者に見られないように注意すること。

(7) 開札後に落札者決定(又は落札候補者決定)があった場合は、公社の入札担当職員は、その旨を紙入札の入札参加者に伝えること。

(8) 再度入札が必要な場合、公社の入札担当職員は、その旨を紙入札の入札参加者に伝えること。また、その者が再度入札を希望する場合は再度入札の開札日時を伝えること。

4 その他

この「電子入札における紙入札の具体的方法」を適用し難い入札については、これによらない方法で紙入札を実施することができる。

5 施行期日

この方針は、令和4年11月10日から施行する。

附則

令和5年10月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用する。

附則

令和6年12月1日以降に公告又は指名通知する入札から適用する。